平成２５年（フ）第６１８号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目14番23号
債務者　關井　健一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２１号
広島市南区宇品海岸２丁目19番18―503号
ブイーラサウスサイド
債務者　木内　行雄
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目江の尻団地１棟309号　岡口イツ子方、住民票上の住所佐賀県唐津市二タ子３丁目４番38号
債務者　松井　千詠
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３４０号
大分市勢家町３丁目１番20号　レオパレス21勢家町Ⅲ B105
債務者　中村　壽宏
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105番地
債務者　菅原　正夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第８８号
群馬県桐生市相生町５丁目460番地の57　お多福ハイツ103号
債務者　蓬田　明子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９２号
群馬県桐生市相生町３丁目249番地の15　パークインガーデンC101号
債務者　坂本　広勝
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３１１号
金沢市福久町ワ76番地　ヴェルジェ福久102号、従前の住所石川県能美市湯谷町乙44番地１
債務者　下嶋　孝司
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２３号
金沢市玉鉾２丁目422番地　ＲＨアスペア610号、従前の住所金沢市八日市出町477番地３
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３４号
金沢市桂町イ81番地３　エトランゼ弐番館102号
債務者　崎山　　昇（旧姓加登）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３７号
石川県かほく市高松カ44番地15
債務者　澤井　俊二
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４０号
石川県野々市市本町６丁目５番45号
債務者　餅木　幸美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９７号
山梨県笛吹市石和町松本347―４　メゾンドルフィン203室、住民票上の住所山梨県北杜市高根町下黒澤1803番地18
債務者　菅野　**琢**也
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
長野県須坂市大字須坂1188番地
債務者　藤原眞知子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
長野県中野市大字田上863番地
債務者　鈴木　晶子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
長野県中野市大字田上863番地
債務者　鈴木　　幸
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係